

「適正なガス取引についての指針（改定案）」に対する意見の概要及びそれに対する考え方

No	関係箇所	意見の概要	考 え 方
1	第二部 I 小売分野における適正なガス取引の在り方 1 考え方 (1) 小売供給	<p>指定旧供給区域等小売供給約款等の変更認可申請命令が発動され得る場合の例示として、「指定旧供給地点小売供給約款に基づく料金が自由料金との整合性を著しく欠いており不公平となった場合などにおいて」とあるが、自由料金メニューが約款に基づく料金より安くなることは自然である。このような例示をされると、事業者に「自由料金であっても、あまり安くはできない」との誤解を招きかねず、例示として不相当である。</p> <p>原料価格の著しい下落又は急激な円高等の場合に約款の変更を行わないことが問題であるから、その旨を追記すべきではないか。【団体】</p>	<p>指針案に記載のとおり、指定旧供給区域等小売供給約款等による小売供給義務を負うみなしガス小売事業者であっても、自由料金メニューを設定することは原則として自由です。</p> <p>ただし、約款に基づく料金が自由料金との整合性を著しく欠いており不公平となった場合などにおいて、約款の料金等が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認められる場合には、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第5条の規定による改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）第18条第1項に基づき、約款の変更認可申請命令が発動され得ることとなります。</p> <p>なお、現行のガス事業法第18条第1項に関する処分基準（「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成26年2月12日一部改正）I第2（9）②ロ）においても、自由料金に係る収支が2年連続で赤字になっていないか等が、約款の変更認可申請命令の際の考慮要素とされております。</p>
2	第二部 I 1 (2) 消費機器調査等	<p>消費機器調査等を行える資格をガス事業者に限らず誰でも広く取得できるようにしていただきたい。資格者が増えることにより、他事業者による競争原理により、委託料を低額に抑</p>	<p>頂いた御意見の内容は、保安の運用に関することなので直接には今回の意見募集の対象となるものではありませんが、今後の制度設計の参考とさせていただくとともに、必要に応</p>

No	関係箇所	意見の概要	考え方
		えることも可能となると考えられる。【団体】	じ、担当部局にお伝えいたします。
3	第二部 I 2 (1) 小売供給 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 ① 標準メニューの公表	ホームページ等の公表作業が面倒だから廃業するという中小零細企業が出てきた場合に、安定供給確保をどうするか。 ITに疎い人間やネット環境自体が存在していない事業者もいるため、標準メニューの公表について、いかに実効性を確保するのかを考えなくてはならない。【個人】	指針案では、標準的な家庭向けの小売メニューを広く一般に公表した上で、これにしたがって同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することを、公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為としており、公表方法については、特にホームページ等のインターネットを用いる方法に限定しておりません。各事業者において、それぞれ需要家のニーズや営業形態に合った公表を行っていただければと考えております。
4	第二部 I 2 (1) イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ⑧ 事実と反する情報の需要家への提供	自社の方が他社より料金が安い地域の料金のみを公表し、どの地域でも自社の方が料金が安いと需要家に誤認させることも規制すべき。 また、自社の息のかかった NPO 法人等を使い、他社のネガティブキャンペーンを行うことも規制すべき。【個人】	本指針は、独占禁止法上問題となる行為を全て網羅したものではありませんが、自己が供給するガスの取引条件等について、競争者が供給するものよりも著しく有利であると需要家に誤認させることにより、競争者の需要家を自己と取引するように不当に誘引する行為は、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、本指針では、事実と反する情報を需要家に提供することにより競争者と需要家の取引を不当に妨害する行為について明示していますが、当該行為は自己が直接行う場合だけでなく、他者を介して行う等、いかなる方法を用いるかを問わず、独占禁止法上問題となるおそれがあります。 ガス事業法の観点からも、指針案に記載のとおり、ガス小売事業者が、需要家の誤解を招く情報提供により、自社のサービスに需要家を不当に誘導する場合には、同法に基づく業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得ます。ガス小売事業者以外の者が需要家の誤解を招く情報提供を行う場合でも、その者がガス小売事業者の指示を受けている場合など、ガス小

No	関係箇所	意見の概要	考 え 方
			売事業者による情報提供と同視できる場合には、当該ガス小売事業者に対し、ガス事業法上業務改善命令や業務改善勧告が発動される可能性があります。
5	第二部 Ⅱ 卸売分野における適正なガス取引の在り方 2 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	新規参入しやすい市場環境とするために、積極的な卸売を事業者の任意に委ねるのではなく、電力における常時バックアップや自主的取組のように、何らかの対応をすべきである。 【事業者】	市場環境が新規参入しやすいものとなっているか注視するとともに、頂いた御意見を今後の制度設計の参考とさせていただきます。
6	第二部 Ⅱ 2 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	大手の旧一般ガス事業者が、自己の供給区域に新規参入するガス小売事業者に対して卸供給を拒む行為には、正当化される事由はないのではないかと。【事業者】	事業者がどの事業者と取引するか又はどのような条件で取引するかは、事業者の取引先選択の自由の問題であり、卸供給を行わないことが直ちに独占禁止法上問題となるものではありません。
7	① 卸供給の制限	不当に卸供給料金を高く設定することにより独占禁止法上問題となる行為について、どのような料金設定が該当するのか基準を明確にすべき。【事業者】	一方、競争者を市場から排除し市場における自己の地位を維持・強化するなど、独占禁止法上不当な目的を達成するための手段等として、卸供給を拒絶し又は卸供給料金を高く設定することにより事実上卸供給を受けられなくさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあるところ、具体的にどのような場合に問題となるかは、個別の事案の状況を総合的に考慮して判断することとなります。
8		卸売事業者が競争の有無によって卸供給料金を差を設けることがあると考えられるが、卸売事業者が任意に卸供給料金を設定することができる状況は、競争を阻害する要因になり得るのではないかと。【事業者】	
9		卸供給を拒絶することにより独占禁止法上問題となる行為について、本指針では卸売事業者が他の卸売事業者と共同し	卸売事業者が、他の卸売事業者と共同して正当な理由なく卸供給を拒絶する場合だけでなく、単独で不当に卸供給を拒

No	関係箇所	意見の概要	考 え 方
		<p>て行うことを前提としているように思われるが、卸売市場において有力な地位にある卸売事業者が単独で行う場合も問題となり得るのではないか。【事業者】</p>	<p>絶する場合も、独占禁止法上問題となるおそれがあります。本指針の改定案では、いずれの行為についても記載していますが、それらの区別がより明確になるよう修正することとしました。</p>
10	<p>第二部 Ⅲ 製造分野における適正なガス取引の在り方 2 (1) LNG基地の第三者利用 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p>	<p>法定のLNG基地だけでなく、いわゆる二次基地・サテライト基地も含め、第三者利用をさせることが望ましいと考えられる。【事業者】</p>	<p>指針案に記載のとおり、法定LNG基地に該当しないLNG基地（その他LNG基地）についても、ガスの卸売市場の活性化を図る観点から、当事者間の相対交渉を通じて適切な条件で第三者利用に応じることが望まれます。二次基地等については、従来の本指針の整理に変更はなく、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会ガスシステム改革小委員会報告書（平成27年1月）に記載のとおり、引き続き本指針に基づく自主的取組（望ましい行為）の対象となりますが、今後とも、市場の実態の把握等に努めてまいります。</p>
11	<p>第二部 Ⅲ 2 (1) イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ① 第三者利用の不当な拒否</p>	<p>LNG基地の利用を拒む行為について、どのような場合に正当性が認められるのか具体例を示していただきたい。【事業者】</p>	<p>ガス事業法上、ガス受託製造の拒否の正当な理由については、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会第32回ガスシステム改革小委員会において整理されており、具体例として、①第三者が、ガス製造事業者のLNG基地における棧橋、タンク、気化器などの余力の範囲を超えて第三者利用を行おうとすることにより、ガス製造事業者が行う事業の遂行に支障を生じさせるおそれがある場合、②第三者が持ち込もうとするLNGの品質がガス製造事業者のLNGの品質と著しく異なることにより、当該LNG基地の運営に支障を生じさせるおそれがある場合、③災害その他非常の事態が発生したために保安を確保する必要があり、ガス製造事業者が行う事業</p>

No	関係箇所	意見の概要	考 え 方
			<p>に支障が生じている場合など、ガス受託製造を行うことができない場合が挙げられております（資料5 P. 8）。また、同第32回ガスシステム改革小委員会では、LNGタンクの容量を有効に活用し得る環境を整備するために、LNGタンクの運用において、第三者とタンクの容量を共有した上でLNGの貸借を行うなどしてタンク容量を活用する方式であることをもって、直ちにLNG基地の第三者利用を拒否することは許容されないと整理されております（資料5 P. 11）。</p> <p>また、競争者を市場から排除し市場における自己の地位を維持・強化するなど、独占禁止法上不当な目的を達成するための手段等として、LNG基地の利用を拒絶する場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあるところ、具体的にどのような場合に問題となるかは、個別の事案の状況を総合的に考慮して判断することとなります。</p>
12	第二部 Ⅲ 2 (1) イ ③ 第三者利用における差別的取扱い	<p>指針案では、ガス受託製造の条件が同一であるにもかかわらず、自己又はグループ内のガス小売事業者に比べて、他の者に高い料金を設定することを問題となる行為と位置付けているが、受託量が多い又は少ないことを理由に料金を高く設定することは問題ないのか。もし、そのような設定を認めるとすれば、多量又は少量の委託を望む者の新規参入等が困難になるおそれがある。【事業者】</p>	<p>指針案に記載のとおり、ガス製造事業者が、ガス受託製造に関し、特定の者に対して不当に高い又は安い料金を設定することはガス事業法上問題となり得ると考えております。</p>
13	第二部 Ⅲ 2 (2) その他製造委託等 ア 公正かつ有効	<p>指針案において、熱量調整設備や付臭設備等のガス製造に必要な設備を保有する事業者が、当該事業者の事業の遂行に支障がない限り、十分な製造設備を保有しないガス小売事業者からの求めに応じて、熱量調整や付臭等のガス製造に係る</p>	<p>御指摘を踏まえて修正し、ガス小売事業者に限らず、卸売事業者等も含め、「十分な製造設備を保有しない事業者」からの求めに応じて、熱量調整や付臭等のガス製造に係る業務を設備余力の範囲で積極的に受託することを望ましい行為としま</p>

No	関係箇所	意見の概要	考 え 方
	な競争の観点から望ましい行為	<p>業務を設備余力の範囲で積極的に受託することを、公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為と位置付けているところ、小売事業者に限らず、卸売事業者についても、この「望ましい行為」は適用されるとの理解でよいのか。</p> <p>熱量調整設備や付臭設備等については、地域内需要量が一定であれば、求められる設備能力・製造量はゼロサムである。したがって、当該設備等の保有者が、自社の事業の遂行に支障があることを理由に、その受託を拒む又は受託量に一定の上限を設けることを容認してはならないと考える。【事業者】</p>	<p>した。</p> <p>事業の遂行に係る支障の有無に関しては、今後の需給や当該設備の具体的な利用状況等に応じ、ケースバイケースで判断されるところと考えておりますが、現に具体的に事業の遂行に支障がないのであれば、熱量調整設備や付臭設備等のガス製造に必要な設備を保有する事業者は、十分な製造設備を保有しない事業者からの求めに応じて、積極的にガス製造を受託することが望ましいと考えております。</p>
14	第二部 III 2(2) イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	<p>ガス小売事業者に限らず、卸売を行うガス事業者も、振替供給に応じるべきガス事業者に含まれるのか。導管事業者のエリアを跨ぐような振替供給も含め、誰が振替供給の依頼・調整を行うのかという点について、各事業者の役割を明確にした方がよい。【事業者】</p>	<p>ガス小売事業者に限らず、複数のエリアに製造設備を有するガス事業者であれば、振替供給の主体になり得ると考えております。</p> <p>本指針における振替供給は、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会第28回ガスシステム改革小委員会の整理に基づき、経済産業大臣が認可した託送供給約款において定義された振替供給を前提としており、現時点では、導管事業者のエリアを跨ぐような振替供給については想定しておりません。</p> <p>指針案において、振替供給の指示は、託送供給に係る依頼を受け、導管事業者から、振替供給に応じることが可能なガス事業者に対し行われることとしており、その役割を明確にしております。</p>
15	第二部 IV 託送供給分野における適正なガス取引の在り	<p>導管接続の検討に関する情報提供が、「望ましい行為」として規定されながら、その拒否が「問題となる行為」に規定されない理由は何か。「問題となる行為」には、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と比べた差別的取扱いについては</p>	<p>ガス事業法上、ガス導管事業者には託送供給義務が課されており、正当な理由がなければ託送供給を拒んではならないと規定されております（同法第47条第1項、第75条）。また、託送供給約款においても、託送供給の検討申込みが行われ</p>

No	関係箇所	意見の概要	考 え 方
	方 2 (3) 差別的取扱いの禁止 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	規定されているが、そもそも開示しないことは規定されていない。【事業者】	た場合において、当該申込みに係る受入れの引受けが不可能な場合には、ガス導管事業者はその理由を付すこととされております。 導管接続の検討に関する情報提供を正当な理由なく全て拒否するような場合については、実質的に託送供給を正当な理由なく拒むものと同視できるため、上記ガス事業法の託送供給義務に違反すると考えられます。また、上記託送供給約款の規定にも違反すると考えられます。
16		指針案では、導管接続のための情報提供についての記載はあるものの、実際の導管接続を行うこと（正当な理由のない接続拒否等）についての記載がないので、実際の導管接続の検討が進まないことが懸念される。【事業者】	ガス事業法上、ガス導管事業者には託送供給義務が課されており、正当な理由がなければ託送供給を拒んではならないと規定されております（同法第47条第1項、第75条）。 御指摘いただいた、正当な理由のない接続拒否等は、上記ガス事業法の託送供給義務違反として、同法に基づき業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得ると考えられます。また、実際の導管接続における導管事業者の行為については、ガス事業法に基づき適切に監視してまいります。
17		ガスシステム改革の主旨に則れば、未熱量調整ガスの供給可能性も他の新規参入者に開放されるべきものであり、電力会社の発電用ガス導管への接続を求める事業者がある場合、当該電力会社は接続検討に必要な情報提供が求められ、また正当な理由なく接続拒否を行うべきではないと考える。【事業者】	指針案に記載のとおり、「ガス導管事業者」には、特定ガス導管事業者も含まれておりますので、指針案上、特定ガス導管事業者における導管網への接続の検討に関する情報の公表は「望ましい行為」に規定しております。したがって、御指摘いただいた未熱量調整ガスを供給する発電用導管であっても、特定ガス導管事業者については、指針案上、接続の検討に関する情報の公表が「望ましい行為」として位置づけられています。 また、ガス事業法上、特定ガス導管事業者には託送供給義務

No	関係箇所	意見の概要	考 え 方
			<p>が課されており、正当な理由がなければ託送供給を拒んではならないと規定されております（同法第75条）。</p> <p>御指摘いただいた、未熱量調整ガスを供給する発電用導管であっても、特定ガス導管事業者については、正当な理由なく接続拒否等をした場合にはガス事業法の託送供給義務違反（同法第47条）として、同法に基づき業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得ると考えられます。</p>